

## 中村学園大学短期大学部学生外国交流研修規程

平成 15 年 1 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 外国の大学又は短期大学(以下「外国の大学」という。)との学生交流研修に関しては、別に定める場合を除き、この規程による。

(交流研修の目的)

第 2 条 交流研修は、本学と外国の大学の学生(以下「研修生」という。)に対して、相互の社会、文化、自然、言語等に関する知識を修得させ、かつ、市民や学生との交流を通じて豊かな国際感覚を養わせることを主な目的とする。

(計画の実施)

第 3 条 研修生の派遣及び受入れを実施する場合は、国際交流委員会その他関係機関に諮り、学長がこれを決定する。

(計画の審議)

第 4 条 前条の計画にあたり、次の事項を審議するものとする。

- (1) 対象となる外国の大学等
- (2) 研修内容及びその期間(3 カ月以内)
- (3) 派遣する研修生の予備研修内容及びその期間
- (4) 派遣する研修生の応募資格及び募集人員
- (5) 派遣する研修生の学内選抜方法
- (6) 受入れる研修生人員
- (7) その他実施計画に必要な事項

(学習の記録)

第 5 条 交流研修により外国の大学において学習した科目を、成績証明書等に付記することがある。

2 本学での研修の修了者に対して、修了証明書を交付することができる。

(補則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、交流研修に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。